

宅地造成等規制法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

宅地造成等規制法施行細則を廃止する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる規制に係る許可の申請、技術的基準等については、なお従前の例による。